

失業期間が長期となっている方 (離職後1年以上の方が対象です)

民間職業紹介事業者が、離職後1年以上経ち、安定した雇用に至っていない方に、職業紹介を始めとする就職支援から就職後の職場定着指導までを一環して行ないます。(支援期間：最長6か月)

公共職業安定所に
求職の申込みをし
ている方で次のい
ずれにも該当する
方です



- ① 離職後1年以上を経過している方
- ② 60歳未満の方
- ③ 雇用保険を受給していた方については、雇用保険受給終了後2か月以上経過している方
- ④ 公共職業安定所で求職活動に積極的に取り組んできた方
- ⑤ 民間職業紹介事業者による支援の利用を希望する方

○サービス内容○

※ 就職活動のひとつとして、民間職業紹介事業者による次のサービスを無料で受けることができます。

- ① 再就職の可能性を高めるためのカウンセリング、講習等
- ② 求人情報の提供、職業紹介等による就職の実現
- ③ 就職後の職場(6か月以上)定着のためのサポート

○ご注意○

- ◇ お申し込み後、上記資格要件の審査により対象者とならない場合があります
- ◇ 求職票に記載された情報の民間職業紹介事業者への提供に同意が必要です
- ◇ 民間職業紹介事業者の選択はできません
- ◇ 支援実施場所までの交通費は自己負担となります
- ◇ 支援開始後もハローワークでも求職活動はできます
- ◇ 就職決定等の理由でこの支援サービスを辞退される場合、直ちにご連絡ください
- ◇ 住所、電話等連絡先に変更があった場合、速やかに民間職業紹介事業者に連絡をお願いします
- ◇ 一定の要件を満たせば、生活・就職活動費の貸付を受けることができます

☆この制度をご利用希望の方は、ハローワーク職業相談窓口へお申し出ください

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク
中央職業能力開発協会・(財)産業雇用安定センター